

平成25年5月9日

各 位

会 社 名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
(コード：4543、東証第一部)
問合せ先 広報室長 糸井 哲也
(TEL. 03-6742-8550)

株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

テルモ株式会社（本社：東京都渋谷区、社長：新宅祐太郎）は、本日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入について、下記のとおり平成25年6月26日開催予定の当社第98期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション導入の理由

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同様）の報酬に占める業績連動報酬の割合を増加させるべく見直しを行っております。その整備の一環として、取締役の長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすること、また株主の皆様との利益意識を共有することを目的として、株式報酬型ストックオプションを新たに導入することといたしました。

なお、この導入は、第66期定時株主総会においてご承認頂きました年額500百万円以内という報酬枠の中で行います。取締役賞与につきましては、引き続き、毎年度の業績を踏まえ、毎年の株主総会にてご承認頂いたうえで支給することといたします。

2. ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の数の上限

当社取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 7 万個を、各事業年度にかかる定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として割当日の翌日から 3 年を経過する日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の (1) 及び (3) ないし (7) の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の取締役を兼務しない上席執行役員に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。かかる新株予約権について、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる個数は総数 2 万個を上限といたします。

以上